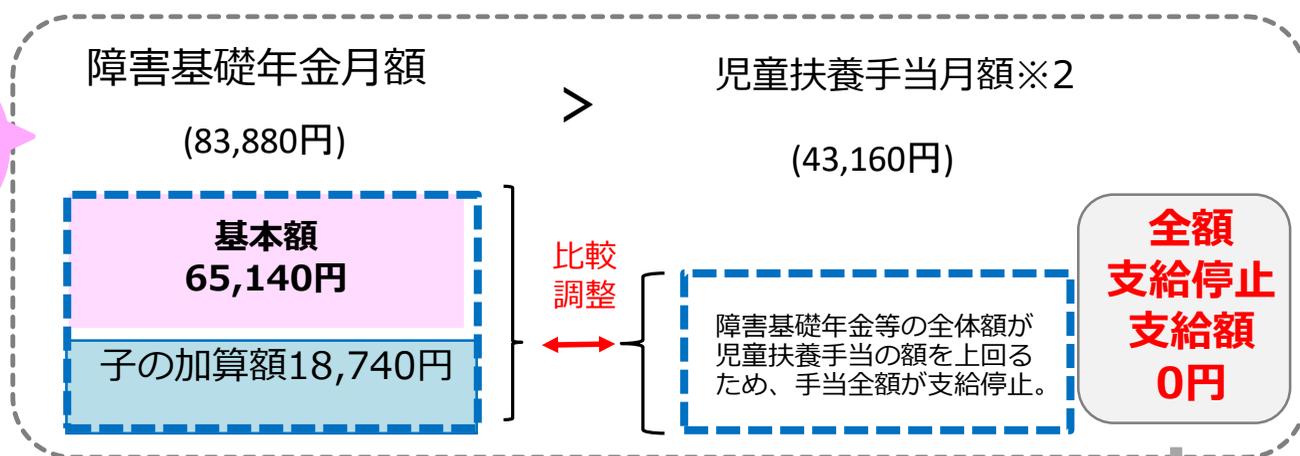


障害基礎年金等を受けている場合の、 児童扶養手当額の計算方法の変更(令和3年3月) について

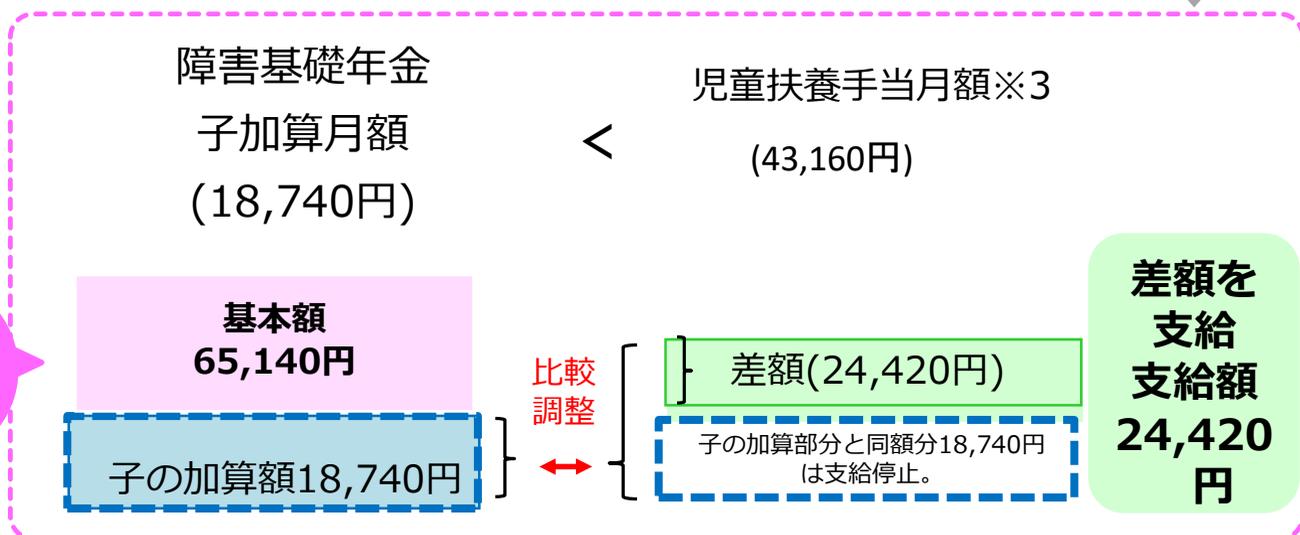
これまでは、障害基礎年金等(※1)を受けている人は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした(支給額0円)。令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。**

1. (例) ひとり親世帯で、高校生以下の子が一人。本人が障害基礎年金2級を受給し、年金以外に収入がない場合の計算例

改正前



改正後



※1障害基礎年金1.2級、障害補償年金など

※2所得をもとに算出

※3令和3年3月分からは所得および年金収入を所得に換算した金額をもとに算出

2. 障害基礎年金1.2級(子加算あり)をもらっている人の 児童扶養手当額

- ▶ 前々年の本人の所得に応じて算出される手当額から、現在の年金の子加算額をもとに設定された金額をさしひいた額を支給します。令和3年3月分以降は、障害年金などの**非課税の公的年金も所得に換算して計算**します。

児童扶養手当
の支給額
(令和3年3月～)

児童	児童扶養手当支給額(令和3年3月分)
1人	0円～24,420円
2人	0円～29,610円
3人目	0円～45,220円
4人目以降	0円、または児童一人につき60円～3,110円を加算

3. 児童扶養手当の所得制限について

本人および同居している三親等以内の親族について、所得制限があります。以下の制限額を超えた人がいる場合、手当は全額支給停止(0円)となります。

扶養人数	本人の所得制限額	同居親族(三親等以内)の所得制限額
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	扶養人数1人につき38万円加算	扶養人数1人につき38万円加算

本人の所得 = 年間所得額(給与所得控除後の額または所得証明書記載の額) + 非課税年金を所得に換算した金額 + 養育費の8割 - 8万円 - 諸控除

同居親族の所得 = 年間所得額 - 8万円 - 諸控除

(お問い合わせ先) 〒238-8850 横須賀市小川町11番地
横須賀市子ども育成部 子ども青少年給付課
電話046-822-9809 FAX046-824-0424